

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
R 8 単価契約首都国道事務所不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都国道事務所長 山岡 敏之 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和8年4月22日	株式会社国土評価研究所 東京都渋谷区渋谷 1-10-3 スターブラザ青山202	2011001008021	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、令和8年度における一般国道6号、一般国道14号及び一般国道298号並びに一般国道464号改築事業の用地取得に必要な不動産鑑定評価を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。</p> <p>株式会社国土評価研究所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>	非公表	221,100	—	—	単価契約 (基準単価)
R 8 単価契約首都国道事務所不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都国道事務所長 山岡 敏之 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和8年4月22日	片岡不動産鑑定士事務所 東京都板橋区成増 1-30-10-907	—	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、令和8年度における一般国道6号、一般国道14号及び一般国道298号並びに一般国道464号改築事業の用地取得に必要な不動産鑑定評価を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。</p> <p>片岡不動産鑑定士事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>	非公表	221,100	—	—	単価契約 (基準単価)
R 8 首都国道管内広報補助 その1業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都国道事務所長 山岡 敏之 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和8年9月1日	ニッセイエプロ株式会社 東京都港区西新橋1丁目18番17号	8010401021636	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、国土交通省及び首都国道事務所事業の理解・関心を深めてもらうことを目的として、事業PR動画の企画立案、撮影及び編集、外環道開通10周年に向けた広報の企画検討、パネル展運営補助を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術者の経験、業務の実施方針、特定テーマに対する提案などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>ニッセイエプロ株式会社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>	非公表	3,993,000	—	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
R 8 首都国道須和田 1 丁目歩道橋昇降設備応急修繕業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都国道事務所長 山岡 敏之 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和8年10月19日	ジャパンエレベーターサービス城南株式会社 東京都千代田区東神田一丁目 1 1 番 2 号	3010001165219	会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号 本業務は、令和8年9月28日に発生した国道298号線須和田1丁目歩道橋昇降設備の故障に伴い、バリアフリー経路の早期復旧を図るため緊急に修繕を実施するものである。 当該設備は地域住民、特に車椅子利用者等の移動に不可欠な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。ジャパンエレベーターサービス城南株式会社以外の事業者においては、部品の調達や作業員の確保等を含め、必要とされる即応的な体制を早急に構築することが困難である旨を確認している。また、当該設備に関しては、現在ジャパンエレベーターサービス城南株式会社との間で、令和8年度の年間保守点検整備業務委託契約を締結中であり、万が一、本修繕業務を現行の点検業者とは異なる別業者に発注した場合、今後の定期点検時における不具合発生の際、責任の所在および瑕疵（かし）担保責任の範囲が不明確になり、今後の維持管理運営に重大な支障をきたす恐れがある。 以上のことから、機器の構造を熟知し、かつ一元的なメンテナンス責任を担保できる同社が、本緊急修繕を迅速かつ確実に行える唯一の業者であると判断し、同社と特命随意契約を締結するものである。	非公表	2,225,300	—	—	